町税の悪質な滞納者には行政サービスを制限します!!

平成22年4月1日から「せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例」が施行されます。町では、財政健全化に向け努力しております。そうした中で、町税に滞納がある方と完納している方が同じ行政サービスを受けることは町民の公平感を阻害することとなります。こうした状況から納税の促進及び滞納防止を図るため条例を制定し、悪質な滞納者に対して一部の行政サービスを制限します。滞納していない方や約束どおりに分割納付されている方は、行政サービスの制限を受けることはありません。

◎対象となる税目等

個人住民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

◎実施時期と対象時期

平成21年4月から実施、平成21年度課税分以後の滞納状況が対象

◎制限を受ける滞納者

納付能力がありながら、再三の督促、催告等に納税の意思を示さない者、納税誓約を守らない者など、納付について著しく誠実性を欠き町税を滞納している者

◎納税確認の範囲

①法人の場合

法人及び法人の代表者

②個人の場合

本人及び家計を共にする配偶者、父母、祖父母、子、孫

■お願い

町税は町民の皆様への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。滞納があると町の財政運営に影響し、行政サービスの実施に支障をきたすことになります。皆様のご理解とご協力のもと、納期限内納付をお願いします。何らかの事情により納期限までに納付が困難な方は、分割納付などの納付方法についてお気軽にご相談ください。

行政サービス等が制限される項目	
1	町有財産の貸付に関すること
2	物品等の購入に関すること
3	工事の請負に関すること
4	業務の委託に関すること
5	一般競争入札及び指名競争入札の参加資格、登録に関すること
6	せり売り参加資格に関すること
7	不用品の売払いに関すること
8	まちづくり活動支援事業に関すること
9	身障者運転免許取得補助事業に関すること
10	人にやさしい家づくり補助事業に関すること
11	健康で安心して暮らせるまちづくり事業に関すること
12	重度身体障害者タクシー料金助成事業に関すること
13	生活支援ハウスの利用に関すること
14	野菜生産農業経営者種苗・堆肥等購入事業助成金に関すること
15	畜産特別資金利子補給に関すること
16	畜産経営維持緊急支援資金利子補給に関すること
17	農漁業近代化資金利子補給に関すること
18	農園の使用許可、承認に関すること
19	町営牧場の利用に関すること
20	瀬棚港旅客施設の売店及び食堂の使用許可に関すること
21	町営住宅の入居に関すること
22	特定公共賃貸住宅の入居に関すること
23	持家建設促進奨励金に関すること
24	指定給水装置工事事業者の指定に関すること
25	公共下水道排水設備指定工事店の指定に関すること
26	公共下水道排水設備工事責任技術者の登録に関すること
27	漁業集落排水設備指定工事店の指定に関すること
28	奨学資金貸付に関すること

■ 事務手続きの流れ ■

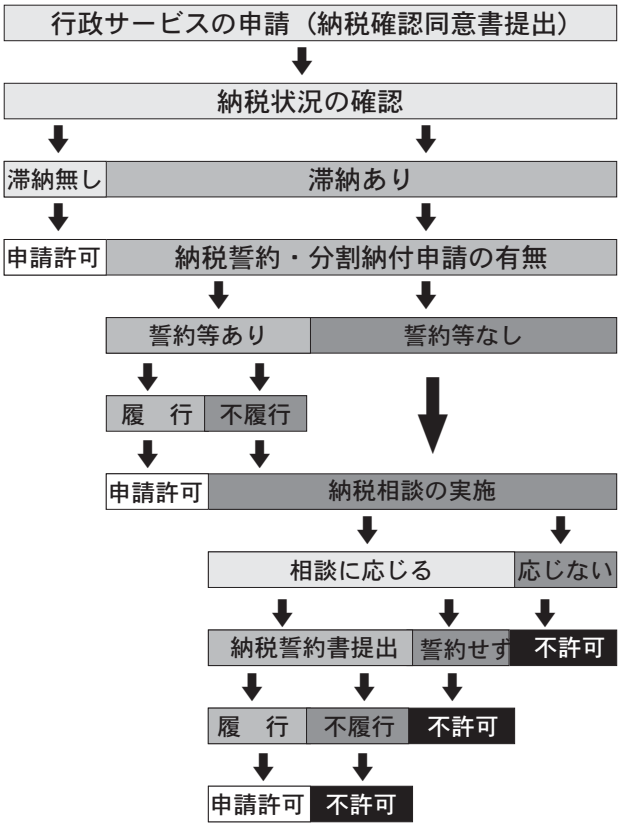

問い合わせ／
●本庁税務課徴収係　☎0137-84-5111
●瀬棚総合支所総務税務課税務係　☎0137-87-3311
●大成総合支所総務税務課税務係　☎01398-4-5511

後期高齢者医療制度～保険料率が変わります～

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、２年ごとに保険料率を決めることとなっております。平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

◆均等割（加入者が等しく負担）

平成20・21年度（年間）		平成22・23年度（年間）
43,143円	【1,049円増】	44,192円

◆所得割（加入者の所得に応じて負担）

平成20・21年度（年間）		平成22・23年度（年間）
9.63%	【0.65ポイント増】	10.28%

保険料の計算方法(平成22年度)

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。

保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割【１人当たりの額】**44,192円** ＋ **所得割**【本人の所得に応じた額】**（平成21年中の所得－33万円）×10.28%** ＝ **１年間の保険料**（100円未満切捨て）**（限度額50万円）**

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、７月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

●保険料の軽減について

❶均等割の軽減～所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

（軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。）

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度	比較
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減後均等割額	
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	９割軽減	4,300円	**4,400円**	100円増
33 万 円	8.5割軽減	6,300円	**6,628円**	328円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) *単身世帯の方は該当しません	５割軽減	21,571円	**22,096円**	525円増
33万円＋（35万円×世帯の加入者数）	２割軽減	34,514円	**35,353円**	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

❷所得割の軽減～加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が５割軽減となります。

例）年金収入180万円の場合

＊軽減判定⇨180万円－120万円（公的年金等控除）－33万円（基礎控除）＝27万円〈軽減に該当〉

＊所 得 割⇨27万円×10.28％×５割＝13,878円〈年間保険料のうち所得割額分〉

❸被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が９割軽減となります。

***被用者保険とは・・・**

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

《医療費通知について》

加入者（被保険者）の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

平成21年７月から平成21年12月診療分の医療費通知を、３月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかられた一覧です。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがありますが、ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

■問い合わせ先／
●北海道後期高齢者医療広域連合　☎011－290－5601
●役場本庁保健福祉課高齢者医療係☎ 0137－84－5111
●瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係☎ 0137－87－3311
●大成総合支所町民福祉課高齢者医療係☎01398－４－5511